

茨城工業高等専門学校社会貢献の単位の認定に関する規則

平成21年8月4日
制 定

(趣旨)

第1条 茨城工業高等専門学校学則第13条第3項に基づき開設する社会貢献の単位の認定については、この規則の定めるところによる。

(届出)

第2条 社会貢献の履修を希望する者は、社会貢献の活動を開始する1週間前までに、所定の社会貢献活動実施届を学生課に提出するものとする。

(確認)

第3条 教務委員会は、前条の届出の内容を審議し問題がなければ届出を受領するものとする。

(証明書等の提出)

第4条 履修者は、社会貢献活動が終了した場合には、速やかに所定の社会貢献活動実施証明書及び所定の社会貢献活動実施報告書を学生課へ提出するものとする。

(単位認定)

第5条 履修者の活動時間が30時間以上となった場合は、教務委員会の審議結果により、当該年度に単位認定するものとする。ただし、この単位は進級認定単位に含めることはできない。

(事務)

第6条 社会貢献の単位の認定に関する事務は、学生課において処理する。

(雑則)

第7条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

1 この規則は平成22年4月1日から施行する。

附 則

1 この規則は平成22年5月25日から施行する。

附 則

1 この規則は平成27年7月23日から施行する。

附 則

この規則は、平成29年12月12日から施行する。